（水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第七条　水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁農林水産省告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（債務の保証以外のオフ・バランス取引等） **第三条**　命令第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。 一　［略］ 二　自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引 三　［略］	（債務の保証以外のオフ・バランス取引等） **第三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第二条　当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において「新農協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第百三十二条第五項、第百四十条第五項、第二百三十六条第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十条第二項	標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては	標準的手法採用組合は
第五十条第三項	標準的手法採用組合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合において	標準的手法採用組合が
第百三十二条第五項	第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。
第百四十条第五項	第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。
第二百三十六条第二項	第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」と読み替えるものとする。
第二百四十六条の六第一項	同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中